令和4年度第6回神石高原町農業委員会総会議事録

会長挨拶	開会	事務局長	ただいまから令和4年度第6回神石高原町農業委員会総会を開会致しま
ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は 委員、			す。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
## 表表表 表表表 表表	会長挨拶		1 11 11 11 11
事務局長 最高と等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。 それでは議事に入りますまでに、本日の議事録響名委員の指名をさせて頂きます。 それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。 「事務局説明) 「おりがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-10の案件につきまして、「推進委員お願いします。」 「本務局説明) 「おりがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。 3-10の案件につきまして、「企業を責けないします。」 「本務局説明」 「おりがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いします。」 「本務局説明」 「おりがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いします。」 「本務局説明」 「おりまします。説明をお願いております。」 「本務局説明」 「おります。3-10の案件につきましていいて報告します。場所は「企業の業性につきまして、「企業を責け入が、「会別を行ったところ、「会別を行ったところ、「会別がとうございました。まずましていたのお話してした。ご審議の程よろしてお願いします。 「おりました。は別は「本の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、「国は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、「国は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、「国は現地を認を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は「会別を持入の代理人で可法書すの」 「おります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってはしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			
事務局長 出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。 それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。 表員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-10の案件につきまして、 地区担当のです。受付番号3-10について報告します。場所はです。受付番号3-10について報告します。場所はです。受付番号3-10について報告します。場所はです。受付番号3-10について報告します。場所はです。明在この農地は作付けされていない体耕田です。当日譲り受け人が不在だったため電話でお話しを伺ったところ、譲り受け人が整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話してした。ご審議の程よろしくお願いします。 ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付婚する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 連推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私と関表員それと譲り受け人の代理人で司法書士のです。令和4年9月24日に私と関表員それと譲り受け人の代理人で司法書士のです。令和4年9月24日に私と関表員それと譲り受け人の代理人で司法書士のです。令和4年9月24日に私と関表員それと譲り受け人の代理人で司法書士の関さんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は「総の関本の経済といるの3人で現地調査を行うを定したが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は「総の関本の3人で現地調査を行うでしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は「総の関本の3人で現地調査を行うるまで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			は
出席者は12名でありますので過半数を起えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。 それては議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。 「頂きます。」		事務局長	委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中
第3条の規定により会長にお願いします。 それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。 要員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3~10の案件につきまして、推進委員お願いします。 地区担当のです。受付番号3~10について報告します。場別をしました。譲り渡し人は住居が遠隔地で耕作困難なため譲りたいとのことです。現在この農地は作付けされていない休耕田です。当日譲り受け人が整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話しでした。ご審議の程よろしくお願いします。 ありがとうございました。3~11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3~12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私としました。場所は関連を記書した。第0次としておりません。3~12の案件につきまして、 地区担当のです。令和4年9月24日に私としました。場所は関連をいたしております。 です。令和4年9月24日に私としました。場所は関連をいたしておりません。3~12の案件につきまして、 「本籍を持ちました。場所は関連をいたしておりました。ご審議の目とようしたのも続麗に草刈りされておりました。ご審議のほとよろしくお願いします。		730000	出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立す
議長 それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。			ることをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則
第1号編案			第3条の規定により会長にお願いします。
乗用語名 頂きます。	議事録署名	議集	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて
### ### #############################	委員指名	0我 又	頂きます。 委員、 両委員にお願いします。
申請について」を議題とします。説明をお願いします。 (事務局説明) ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-10の案件につきまして、推進委員お願いします。 地区担当のです。受付番号3-10について報告します。場所はです。9月24日に 農業委員同行のもと現地確認調査しました。譲り渡し人は住居が遠隔地で耕作困難なため譲りたいとのことです。現在この農地は作付けされていない休耕田です。当日譲り受け人が不在だったため電話でお話しを伺ったところ、譲り受け人が整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話しでした。ご審議の程よろしくお願いします。 ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私と 大にでしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は、の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。	笠 1 旦議安	議を	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可
ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-10の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当の です。受付番号3-10について報告します。場所は 支所から 内	カー 5 職来	一	申請について」を議題とします。説明をお願いします。
#推進委員お願いします。 ****			(事務局説明)
のます。3-10の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当の です。受付番号 3-10について報告します。場所は 支所から へ		¥ ≡	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしてお
す。場所は ます所から へ		武 文	ります。3-10の案件につきまして、 推進委員お願いします。
■番 による所有権の移転です。9月24日に 認調査しました。譲り渡し人は住居が遠隔地で耕作困難なため譲りたい とのことです。現在この農地は作付けされていない休耕田です。当日譲り受け人が不在だったため電話でお話しを伺ったところ、譲り受け人が整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話しでした。ご審議の程よろしくお願いします。 ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当の です。令和4年9月24日に私と 費それと譲り受け人の代理人で司法書士の さんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は 線の の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			地区担当のです。受付番号 3-10について報告しま
■番 認調査しました。譲り渡し人は住居が遠隔地で耕作困難なため譲りたいとのことです。現在この農地は作付けされていない休耕田です。当日譲り受け人が不在だったため電話でお話しを伺ったところ、譲り受け人が整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話しでした。ご審議の程よろしくお願いします。 ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、■推進委員お願いします。 地区担当の■です。令和4年9月24日に私と■委員それと譲り受け人の代理人で司法書士の■さんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は「線の」の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			す。場所は、支所から、ヘー・km 行った。 地区です。3条規定
とのことです。現在この農地は作付けされていない休耕田です。当日譲り受け人が不在だったため電話でお話しを伺ったところ、譲り受け人が整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話しでした。ご審議の程よろしくお願いします。 ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私と 委員それと譲り受け人の代理人で司法書士のさんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は一線の一の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			による所有権の移転です。9月24日に 農業委員同行のもと現地確
をのことです。現在この農地は作付けされていない体耕田です。当日譲り受け人が不在だったため電話でお話しを伺ったところ、譲り受け人が整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話しでした。ご審議の程よろしくお願いします。 ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私と 委員それと譲り受け人の代理人で司法書士のさんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は「線の「の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。		17	認調査しました。譲り渡し人は住居が遠隔地で耕作困難なため譲りたい
整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話しでした。ご審議の程よろしくお願いします。 ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私とで表しておりません。3-12の案件につきまして、 が区担当のです。令和4年9月24日に私とで表しておりません。3-12の案件につきまして、 をしました。場所はです。令和4年9月24日に私とで表しておりませんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は、 おりました。場所は、 の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。		番	とのことです。現在この農地は作付けされていない休耕田です。当日譲
しくお願いします。 ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私と 委員それと譲り受け人の代理人で司法書士のさんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は おります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			り受け人が不在だったため電話でお話しを伺ったところ、譲り受け人が
ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンクに付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私とを 貴それと譲り受け人の代理人で司法書士のさんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は解のの道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			整地して水稲を作り経営拡大したいとのお話しでした。ご審議の程よろ
議長 に付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当の です。令和4年9月24日に私と 委員それと譲り受け人の代理人で司法書士の さんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は 線の の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			しくお願いします。
議長回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私と 委員それと譲り受け人の代理人で司法書士のさんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は 線の の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			ありがとうございました。3-11の案件につきましては空き家バンク
回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、 推進委員お願いします。 地区担当のです。令和4年9月24日に私と 委員それと譲り受け人の代理人で司法書士のさんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は 線の の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。		===	に付随する農地ということで前回現地確認をいたしておりますので、今
地区担当のです。令和4年9月24日に私と 員それと譲り受け人の代理人で司法書士のさんの3人で現地調査を行 う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認い たしました。場所は 線の の道路を挟んで対 面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理 してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りさ れておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。		議長	回は現地確認をいたしておりません。3-12の案件につきまして、
員それと譲り受け人の代理人で司法書士の さんの3人で現地調査を行う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認い たしました。場所は 線の の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			推進委員お願いします。
う予定でしたが、代理人のかたが都合が悪いということで電話で確認いたしました。場所は 線の の道路を挟んで対面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			地区担当のです。令和4年9月24日に私と
番 たしました。場所は 線の の道路を挟んで対 面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理 してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りさ れておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			
面にあります。この案件は譲り受け人の農地が隣接してあり今まで管理 してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りさ れておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			_
してきたものを譲ってほしいということでした。周りも綺麗に草刈りされておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。		番	たしました。場所は・・・・線の・・・・・・・・の道路を挟んで対
れておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。			
			してきたものを譲ってほしいということでした。 周りも綺麗に草刈りさ
議長ありがとうございました。3-13の案件につきまして、推進委員			れておりました。ご審議のほどよろしくお願いします。
		議長	ありがとうございました。3-13の案件につきまして、 推進委員

		お願いします。
	番	地区担当の です。受付番号3-13について報告します。場所は より へ mの の東隣りにあります。9月22日に 委員と私の2人で現地調査を行いました。申請人が都合が悪いため2人で行いました。譲り渡し人は後継者が関西に住んでおり耕作が困難であります。譲り受け人はこの田んぼを作るにあたり、親戚関係であると思われる方が毎年作っておられたものであります。農業経営の拡大を図るため所有権移転をするものです。土地登記簿謄本等、公図の写しが添付されており、また現地の状況を調査して問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願いします。 報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 3-10の譲り受け人の耕作面積が書いてないんですが、何をされてい
		るんでしょうか。 譲り受け人はこれまで農地の所有をされていましたが、住民票の異動の
	事務局長	部分が反映されてなかったということで、ここに上がっていません。耕作面積のほうが 12243 ㎡あるということになっております。大変失礼いたしました。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-12の案件につきまして 推進委員お願いします。
	番	地区担当のです。受付番号5-12について報告します。場所はのからのです。受付番号5-12について報告しまます。場所はのからのです。のできたの同行のもと現地調査しました。この場所は太陽光のソーラーパネルをする予定だったらしいんですが、中国電力が買い取りをしないということでコンテナハウスの展示場で申請が出ております。もう一か所コンテナハウスが置いてあり、その反対側になります。審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	ありがとうございました。5-13の案件につきまして、 農業委員
	番番	お願いします。 地区担当の 推進委員が欠席のため が報告します。 受付番号5-13について報告します。場所は の より へ行き、 ない への m下った場所にあり

		ます。調査日時は9月27日 推進委員と私と の
		■さん同行のもと調査いたしました。譲り渡し人は何年も農業を行って
		おらず数年前に農地の田を譲り渡して耕作することは考えておられず、
		今現在も現況写真の通り荒れており、以前から木や竹、雑木が生え周辺
		へ迷惑をかけてもいけないということで、数年前に切っておられました
		がまた生えております。農地パトロールでは赤判定でいつ山に返っても
		おかしくない状態になっておりました。また航空写真を見ての通り隣に
		さんの畑が1筆あります。これはどうされますかと申請人に聞くと
		 今回の申請が通って工事が進み次第、申請をあげたいと言っておられま
		 した。周辺の農地や民家への影響はないものと思われますので、審議の
		程よろしくお願いします。
		ありがとうございました。5-14の案件につきまして、 推進委員
	議長	お願いします。
		担当のです。受付番号5-14の案件について報告し
		ます。場所は から 方向へ m ほどのところにあります。9
		月23日に委員さんと代理人ののかたと3人で
		現地調査しました。譲り渡し人は何年も農業をされておらず今後も耕作
		をされる考えはないということで、町外に住まれております。このまま
		荒らすのは周辺の迷惑になるということで譲り受け人が借り受けて太陽
	番	光パネルを設置するものです。申請のあった農地は農業公共投資の対象
		となっていない土地でその他2種農地です。周辺の農地や民家へも影響
		がないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の
		認定済みで、設計書、資金証明、土地計画利用図など必要な書類も揃っ
		ており許可の要件を満たしております。隣接した農地があるんですけど
		もそのかたに許可をもらうようにお願いしたんですが、その人の許可を
		得たという報告が昨日ありました。何ら問題ないと思われますので審議
		のほうよろしくお願いします。
	議長	ありがとうございました。5-15の案件につきまして、 推進委員
	武 友	お願いします。
		地区担当のです。受付番号5-15について報告します。場所
		は から へ約 km の 地区にあります。9月22日に 委
		員と私の2人で現地調査いたしました。申請地は譲り渡し人が平成31
		年に相続したものでありますが、現在会社勤務をしておりこれ以上の耕
	-	作を継続し管理することが困難で土地の有効利用をするため譲り受け人
	番	に譲渡し再生可能エネルギーの売電事業であります太陽光発電設備をす
		 るものです。農振農用地区域外であります。周りの農地に影響を及ぼす
		ことは考えにくく、また必要書類も揃っており問題ないものと思われま
		す。航空写真を見てもらえれば分かるように今回申請された隣にもすで
		こる場所では、このでは、いるのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ

		ます。審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	番	太陽光の出力が記載されていませんが。
		失礼いたしました。こちらの記載漏れでございます。5-13が
	事務局長	29.33kw、5-14が44.55kw、5-15につきましても同じく
		44.55kw でございます。
		5-14について追加で説明させていただきます。 推進委員も説明
		の中で言われましたけども隣接する農地というのがのことさんの
		 農地でまったく同じ高さのフラットな面で一緒だったものですから、そ
		こを太陽光でさんの農地だけ囲うと問題が出そうな気がして、
	番	 さんのほうの許可も取ってくださいとお願いして、代理人のかたが推進
		委員さんと事務局のほうに許可を取ったよと連絡してくださったようで
		す。目の前に家もあるんですが空き家でたまに家に帰って来られるんで
		すがパネルの向きもずれていますので問題ないだろうと判断させていた
		だきました。よろしくお願いいたします。
		他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。
		議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許
	議長	可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
<i>™</i> ○ □ ** □	======================================	続きまして議案第3号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正につい
第3号議案	議長	て」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
		これは県が示しているガイドラインでしょ?広島県が農地法の許認可等
		に対するガイドラインの設置をしておりますが、今回先ほど説明しまし
		た通り改正をするというものでございます。今後の審査等の中で影響す
		るものもございますので時間がある時に十分お目通しいただきたいと思
		います。また申請書等につきましては改正された内容に基づいて事務局
		の方から申請者に対して交付してまいりますので、皆さん方のほうでチ
		ェックをしていただくことはございません。これは採決しなくてはいけ
		ないんでしょうか?
	事務局長	承認を得るという形になるのかなと思います。
		農地法の解釈や記載方法についてより分かりやすく全県の農業委員会で
		統一した手続きが行われるように数年前にガイドラインというものを県
		のほうで作っていただきました。そういうことで、うちのほうでここを
		変えようという訳にはいきません。今説明した内容の中で気にかかるよ
		うなことがあればご質問をいただきたいと思います。
	番	3年3作の記述を削除するというところがあります。これは農地を取得

	した時今までだったら3年3作するんですよということだったんです
	が、では農地を取得して半年後、1年後に耕作をせずに他のものにする
	ということが可能であると言ってるんですか?
	3年3作という項目は色々議論があろうかと思います。農地の流動化を
	進めることや集約をするということが大前提であります。あくまでも農
	 地を農地として利用するということ、ただし農水省から言われているこ
事務局長	 とはこういった基準が一律にないという表現がありましたので、県によ
0 0.0.	って規律があったりなかったりして不公平感があるということをご理解
	いただいて、あくまでも耕作をしていただく前提で農地の取得をしてい
	ただきたいと思っております。
	では今まで取得する時は3年は作ってくださいよと言っていたのを、言
番	一うのを控えて、でも続けて作ってくださいねという思いを込めて言うと
	いうことですか?
市致民民	
事務局長	その通りでございます。
	1 回投機的に取得してすぐ転売をかけるということがあったので3作3
	作を広島県は強く言ってきたんですが、これは農地法へ3年3作という
	ことが記述されているものではないんです。広島県として、農地として
	取得した以上は最低でも3年ぐらいは目的通り農業をしてくださいよと
	いうことで3年3作が出てきたんですが、さっき言いましたように1年
	先、半年先に転売をかけた場合はどうなるんだという問題が出た時に、
	今の農地法ではだめということは言えないんだろうと思うんです。ここ
	をどう整理するのか県を交えて研修会等の中で県内を統一するような解
	釈ができるように話しをしてみたいと思います。下限面積はここに出て
	きてる?
事務局長	下限面積はまだガイドラインには出てきていません。
	下限面積は来年の4月に農地法が改正になって撤廃されるということに
	│ │ なります。下限面積がなくなると1a でなく1㎡でも取得できるので農
	地の担い手への集積、集約化を進めていく中で障害になっていくと思わ
	れます。
番	- - 空き家バンクに付随する農地は来年から審議しないということですか?
事務局長	審議しなくていいです。
3 373, 32	総会資料に耕作面積を書いて出しますが、それもなくなるのかもしれま
	せんね。
	そこは農業意欲とかそういった部分で記載事項が残るんではないかと思
事務局長	っております。
	くさんあってよく理解できないんですよ。下限面積が一番大きな問題に
	なってきますし、再生協議会等がやっています転作も5年に1回は水張
	のをしないと補助金がでませんよという法律もすでに通っております。
	ソセンないに開始並んであたいのという広中ですでに通って切りよす。

		番	これは農業者でないと売買はできないということでしょうか?
		#	株式会社等は農地の取得はまだ規制をされております。株式会社の定款
			に農業という言葉が入ってくれば別なんですが、通常の会社の場合は農
			業が主たる事業に入ってないので農地を取得するということは下限面積
			がなくなっても今の農地法でカバーできるのではないかと思います。
			誰でも農地を売り買いできないように農業者の規定が厳格化されないと
		番	いけないですよね。60日か70日ですか?
	車数	 活長	そうです。農業従事日数が決まっております。
	争幼		そうてす。 展案促争ロ数が次ようでありよす。 半農半 X を推進するために下限面積を設定していると、こういうかた達
			の農地の取得が困難になるために、下限面積を廃止すると言っているん
			です。しかし1㎡や1a買って農業でどうやって収益を上げていくんだ
			と。農家の基準が年間60日以上農業に従事してなくてはいけないよと
			いうところは変わらないとは思うんですが、それを言いながら半農半X
			で下限面積は関係ないとは筋が通らない気がするんですが、誰に聞いて
			も回答が戻ってきません。だからこの法律を作った担当者しか分からな
			いんだろうと思います。こうした法改正をして色んな問題が県から出て
			くると修正が加えられてくるのかもしれませんが、国会議員さん方も今
			こうした末端で起きている問題点というのは各県ともつきあげをしてお
			りますので、彼らがどこまで動いてくれるかによって多少変更が加えら
			れるのではないかと思います。とくに5年に1回水張りをするという水
			田活性化補助事業なんかは国会議員さんの中にはおかしいよという言い
			方をされているかたもおります。今年から5年になっておりますのでそ
			の間に修正が加えられれば、次の5年間に影響は及ぼさないというふう
			になると思うんですが。東北や北海道あたりは莫大な農地が荒れている
			んですね。草地が荒れ果ててしまっている状況を荒らすまいとして今の
			法律を次々と変えているんですが、それがここと同じ土俵の中でやれと
			言われるのが酷なことで今後の動きを見る以外手がないんですが。基盤
			強化促進法が来年の4月から改正になって中間管理事業の利用権設定が
			そこの中へ入ってきますが、そこでまた微調整が出てくるのかと思いま
			す。これから年末にかけて出るかもしれません。先ほども言いましたよ
			うにガイドラインは神石高原町独自でなく県が決めたガイドラインです
			ので、これに基づいて神石高原町も農地法に関する審査、申請等しなさ
			いよというもので、各農業委員会で承認を得るという指示がありました
			ので採決を取らせていただきます。
			議案第3号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」申請通
	=**	=	り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
	議	長	(全員賛成)
			 挙手全員でございますので申請通り承認することとします。
	議	長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
L		-	1 111 112

T	
	午後2時45分
	以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。
	令和4年11月28日
	委員
	番